

(仮訳)

信用リスク管理の諸原則

バーゼル銀行監督委員会による
市中協議ペーパー

コメント期限：11 月 30 日

バーゼル
1999 年 7 月

バーゼル銀行監督委員会のリスク管理小委員会

共同議長：Mr Roger Cole

Federal Reserve Board, Washington, D.C.

Ms Christine Cumming

Federal Reserve Bank of New York

Banque Nationale de Belgique, Brussels	Mr Philip Lefèvre
Commission Bancaire et Financière, Brussels	Mr Jos Meuleman
Office of the Superintendent of Financial Institutions, Ottawa	Ms Aina Liepins Mr Leshak Tymico
Commission Bancaire, Paris	Mr Frédéric Visnovsky
Deutsche Bundesbank, Frankfurt am Main	Ms Magdalene Heid
Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen, Berlin	Mr Uwe Neumann
Banca d'Italia, Rome	Mr Paolo Pasca
日本銀行、東京	宮内 篤 富岡 則行
金融監督庁、東京	黒澤 利武
Commission de Surveillance du Secteur Financier, Luxembourg	Mr Erik Osch
De Nederlandsche Bank, Amsterdam	Mr Job Swank
Finansinspektionen, Stockholm	Mr Jan Hedquist
Sveriges Riksbank, Stockholm	Mr Johan Molin
Eidgenössische Bankenkommission, Bern	Ms Renate Lischer Mr Martin Sprenger
Financial Services Authority, London	Ms Vyv Bronk Mr Jeremy Quick
Bank of England, London	Ms Alison Emblow
Federal Deposit Insurance Corporation, Washington, D.C.	Mr Mark Schmidt
Office of the Comptroller of the Currency, Washington, D.C.	Mr David Gibbons
European Commission, Brussels	Ms Katharine Seal
Secretariat of the Basle Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements	Ms Betsy Roberts

目 次

はじめに	1
銀行の信用リスク管理を評価するうえでの諸原則	5
信用リスクを取りまく適切な環境の確立	9
健全な信用供与プロセスの下での業務運営	15
適切な与信の管理、測定、モニタリングのプロセスの維持	23
適切な信用リスク・コントロールの確保	32
監督当局の役割	35
補論 与信の主要な問題に関し共通に見られる要素	38

信用リスク管理の諸原則

．はじめに

- 1．金融機関は長年、様々な要因による困難を経験しているが、その中でも、やはり、借手もしくは取引相手に対する甘い与信基準、不十分なポートフォリオのリスク管理、銀行の取引相手の信用状況の悪化につながり得る経済環境等の変化に対する注意の欠如といったものが、深刻な銀行経営上の問題をもたらす主要因であり続けている。こうした経験は G10 諸国および非 G10 諸国を通じて共通のものである。
- 2．信用リスクとは、極く簡潔に定義すると、銀行の借手もしくは取引相手が、同意した条件に沿ったかたちで債務を履行できなくなる可能性、である。信用リスク管理の目指すところは、信用リスク・エクスポージャーを許容可能なパラメーターの範囲内に収めた状態を維持することにより、銀行のリスク調整後の収益を最大化することである。銀行は、個々の与信や取引に内在するリスクと同様に、ポートフォリオ全体に内在する信用リスクを管理する必要がある。また、銀行は、信用リスクとそれ以外のリスクとの関係を考慮すべきである。信用リスクの有効な管理は、包括的なリスク管理手法の中でも重要な要素であり、それはあらゆる銀行にとって長期的な成功を収めるうえで必要不可欠なものである。
- 3．ほとんどの銀行にとって、貸出は最大かつ最も明らかな信用リスクの原因となるものである。しかし、バンキング勘定やトレーディング勘定、そしてオンバランスおよびオフバランスの双方、すなわち銀行業務全体を通じて、この他にも信用リスクの原因は存在する。銀行は、引受手形、インターバンク取引、貿易金融、外国為替取引、金融先物取引、スワップ取引、債券取引、株式取引、オプション取引、およびコミットメントや保証の提供などの貸出以外の様々な金融商品や、取引の決済を通じて信用リスク（またはカウンターパーティー・

リスク)にますます直面することとなっている。

4．信用リスクのエクスポージャーは各国の銀行が抱える問題の主たる要因であり続けているため、銀行や監督当局は過去の経験から有益な教訓を導き出すべきである。銀行は信用リスクの識別、測定、モニタリング、およびコントロールを行い、またこうしたリスクに対して適切なレベルの自己資本を保有し、それにより銀行が負うリスクが適切に償われるように決定を下すことの必要性を既に十分認識していなければならない。バーゼル委員会は、各国の監督当局が信用リスク管理の健全な実務を促進することを奨励するために本稿を発表する。本稿に盛り込まれた諸原則が最も明確に適用されるのは貸出業務であるが、信用リスクが存在するあらゆる業務に対しても応用されるべきである。

5．本稿に明記されている健全な実務は、特に、信用リスクを取りまく適切な環境の確立、健全な信用供与プロセスの下での業務運営、適切な与信の管理、測定、モニタリングのプロセスの維持、適切な信用リスク・コントロールの確保、に焦点を当てたものである。各銀行の与信業務の性質や複雑度により信用リスク管理に関する個々の実務に差はあるかもしれないが、包括的な信用リスク管理プログラムは、これら4つの分野を扱うこととなろう。こうした実務は、資産査定、引当金の額の妥当性、および信用リスクのディスクロージャーに関する健全な実務とともに利用されるべきであり、それらは全て最近のバーゼル委員会の公表物に盛り込まれている¹。

6．個々の監督当局が採用する実際の手法は、各国のオンサイトおよびオフサイトにおける監督技術や、監督機能における外部監査人の活用度合いを含めた、多くの要因の影響を受けることになるが、バーゼル委員会の全てのメンバーは本稿に提示されている諸原則が、銀行の信用リスク管理体制を評価する際に用いられるべきだという点で合意している。個々の銀行の使用する信用リスク管理手法に関して、監督上期待される内容は、その銀行の業務範囲や業務高度化

¹ とりわけ「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」(1999年7月)および「信用リスクのディスクロージャーに関する最善の実務」(市中協議用に1999年7月に公表)を参照。

の度合いに見合うものであるべきである。比較的小規模な銀行やさほど高度な金融技術を用いない銀行に対しては、監督当局はそれらの銀行が使う信用リスク管理手法がその銀行の業務にとって十分であるか、また信用リスク管理プロセスにリスク・リターンの規律が十分に浸透しているかを判断する必要がある。

7．バーゼル委員会は、本稿のセクション からセクション において、銀行の信用リスク管理体制を評価する際に銀行監督当局が用いる諸原則を規定している。加えて補論では、監督当局が頻繁に目にする与信上の問題の概観について述べている。

8．信用リスクの更なる例として、金融取引の決済プロセスに関連したものがある。取引の一方が決済されていても、もう一方がフェイルした場合、取引の元本相当の損失が生じる可能性がある。当事者の一方の決済が単に遅れただけでも、投資機会を逃した関係でもう一方の当事者が損失を被るかもしれない。このように、決済リスク（予定通りに金融取引が完了しないリスク）には、信用リスクの他にも流動性、マーケット、オペレーション、レピュテーションの各リスクの要素が含まれる。そのリスクの程度は、決済上の具体的な取決めに
より決まる。そのような取決めの中で、信用リスクに関係がある要因としては、価値の交換を行うタイミング、支払や決済の完了性、および仲介機関やクリアリング・ハウスの役割が含まれる²。

コメントの募集

バーゼル委員会は、当ペーパーを市中協議用として発表する。コメントの提出締切は、1999 年 11 月 30 日である。当委員会は、全てのコメントを検討したうえで本ペーパーの最終版を公表する予定である。コメントの送付先は以下の通りである。

バーゼル銀行監督委員会 事務局 Mr William Coen

² 「外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針」(市中協議用に 1999 年 7 月に公表)と題したペーパーの最後に、様々な決済リスク関連の公表物をリスト・アップした注釈付き参考文献がある。

国際決済銀行

CH-4002 バーゼル、スイス

Fax: + 41 (61) 280 91 00

銀行の信用リスク管理を評価するうえでの諸原則

（信用リスクを取りまく適切な環境の確立）

原則 1:

取締役会は、銀行の信用リスク戦略や信用リスクについての重要な方針の承認や定期的な見直しに対して責任を負うべきである。そうした戦略は、銀行のリスクに対する許容度や、様々な信用リスクを負いつつ銀行が達成しようとしている収益の水準を反映すべきである。

原則 2:

上級管理職は、取締役会が承認した信用リスク戦略の実行や信用リスクの識別、測定、モニタリング、およびコントロールを行うための方針や手続きの策定に責任を負うべきである。そのような方針や手続きは、銀行の全業務についての、また、個々の与信とポートフォリオ双方のレベルに係る信用リスクに対応すべきである。

原則 3:

銀行は全ての商品や業務に内在する信用リスクを識別・管理すべきである。銀行は、新規の商品や業務に伴うリスクが、その導入や実施が行われる前に適切な手続きやコントロールの下におかれること、そして取締役会または然るべき下部委員会による事前承認を受けることを確保すべきである。

（健全な信用供与プロセスの下での業務運営）

原則 4:

銀行は健全かつ明確に定義された信用供与基準の下で業務を遂行しなければならない。こうした基準には、借手もしくは取引相手、与信の目的および構造、返済原資についての徹底して理解することを盛り込むべきである。

原則 5:

銀行は、個々の借手や取引相手、および関連する取引相手のグループ毎に、比較可能で有効な方法により、バンキング勘定およびトレーディング勘定の両方において、オンバランスおよびオフバランス双方における異なるタイプのエ

クスポージャーを総計した全体の与信枠を、設定すべきである。

原則 6:

銀行は、新規与信の承認や既存与信の更新・貸増しを承認するための、明確に確立されたプロセスを有すべきである。

原則 7:

あらゆる信用供与は、アームズ・レングス・ベースで行われなければならない。特に、関連する会社や個人向け与信に対しては、特別な注意をもってモニタリングを行い、かつ関連融資に伴うリスクをコントロールもしくは軽減するために、その他の適切な対応を取らなければならない。

(適切な与信の管理、測定、モニタリングのプロセスの維持)

原則 8:

銀行は信用リスクを内包する様々なポートフォリオを継続的に管理するための適切な体制を有すべきである。

原則 9:

銀行は、個々の与信の状況を、その引当の妥当性を判断することも含めて、モニタリングする適切な体制を有していなければならない。

原則 10:

銀行は信用リスクを管理するうえで、内部信用格付制度を開発し活用すべきである。その内部格付制度は、銀行業務の性質、規模、および複雑性に見合うものであるべきである。

原則 11:

銀行は、全てのオンバランスおよびオフバランスの取引に内在する信用リスクを経営陣が測定できるような情報システムや分析手法を持たなければならない。その経営情報システムは、リスクの集中を明らかにすることを含め、与信ポートフォリオの構成についての適切な情報を提供するものであるべきである。

原則 12:

銀行は、与信ポートフォリオの全体の構成や質をモニターするための適切な

システムを持たなければならない。

原則 13:

銀行は、個々の与信や与信ポートフォリオを評価する際に、経済環境の将来起り得る変化を考慮し、またストレス状況下における信用リスク・エクスポージャーを評価すべきである。

(適切な信用リスク・コントロールの確保)

原則 14:

銀行は、独立した、かつ継続的な与信監査を行う体制を構築すべきであり、そうした与信監査の結果は、取締役会や上級管理職に直接報告されるべきである。

原則 15:

銀行は、信用供与機能が適切に管理され、与信エクスポージャーがブルーデンス基準や内部限度枠に沿った水準に収まるようにしなければならない。銀行は、方針、手続き、および限度枠の異例扱いのものが、タイムリーに経営陣の適切なレベルに対して報告されるように、内部管理その他の実務を確立し、実施すべきである。

原則 16:

銀行は、問題債権の取扱いや、その他の管理・回収が必要となる諸々の状況に適切に対応できる体制を有していなければならない。

(監督当局の役割)

原則 17:

監督当局は、銀行に対して、全般的なリスク管理の一環として、信用リスクの識別、測定、モニタリング、およびコントロールを有効に行うための体制を有するよう求めるべきである。監督当局は、信用供与や継続的なポートフォリオの管理に関する個々の銀行の戦略、方針、実務、および手続きについて独立して評価を行うべきである。監督当局は、個々の借手毎、または関連する取引相手のグループ毎の銀行のエクスポージャーを制限するため、ブルーデンス上

の限度枠を設定することを検討すべきである。

・信用リスクを取りまく適切な環境の確立

原則 1:

取締役会は、銀行の信用リスク戦略や信用リスクについての重要な方針の承認や定期的な見直しに対して責任を負うべきである。そうした戦略は、銀行のリスクに対する許容度や、様々な信用リスクを負いつつ銀行が達成しようとしている収益の水準を反映すべきである。

9．銀行の他の全ての業務分野と同様に、取締役会³は、銀行の信用供与部署や信用リスク管理部署を監視するうえで重要な役割を担っている。個々の銀行は、銀行の信用供与業務の指針を明確にした信用リスク戦略もしくは計画を策定し、そうした業務を行うために必要な方針や手続きを採用すべきである。信用リスク戦略は、重要な信用リスクについての方針と同様に、取締役会により承認され、定期的に見直されるべきである。そうした戦略や方針は、与信エクスポージャーが重要なリスクであるような銀行業務全てをカバーしていなければならないことを取締役会は認識する必要がある。

10．信用リスク戦略には、信用供与のタイプ（例えば、商業向け、消費者向け、不動産向け）や、業種、地理的な位置、通貨、残存期間、および期待収益に基づいた、銀行の信用供与に対する取組方針を含むべきである。これには、ターゲットとするマーケットや、銀行が望ましい与信ポートフォリオとして目標とする全般的な性質（分散化の程度や、リスク集中に対する許容範囲を含む）を認識することも含まれるであろう。

³ 本稿では、取締役会と上級管理職によって構成される経営構造が言及されている。パーゼル委員会は、取締役会及び上級管理職の機能に関して、国によって法律上及び規制上の枠組みが大きく違うことを認識している。幾つかの国では、取締役会の、唯一ではないとしても主要な機能は、執行部（上級管理職、一般管理職）を監督し、後者が確実にその任務を遂行するようにすることである。このため、場合によっては、取締役会は supervisory board とも呼ばれる。これは、取締役会は執行機能を有していないことを意味する。他の国では、対照的に、取締役会は銀行の経営の一般的な枠組みを策定するというより広い権限を有する。こうした違いがあるため、本稿では、取締役会及び上級管理職という名称は、法的な構成概念ではなく、銀行内の 2 つの意思決定機能を指すために用いられている。

- 11．信用リスク戦略は、与信の質、収益性、成長性についての目標が認識できるものであるべきである。規模の大小を問わず、全ての銀行は収益を上げるために業務を行っており、したがって、自ら業務を行ううえで許容可能なリスクと利益のトレードオフを、資本のコストを加味したうえで、決定しなければならない。銀行の取締役会は、リスクの選択や収益の最大化を行うための銀行の戦略を承認すべきである。取締役会は、定期的に銀行の財務内容の結果をレビューし、その結果に基づき、戦略の変更が必要か否かを決定すべきである。また、取締役会は、銀行の自己資本レベルが組織全体を通じて抱えているリスクに対して適正であるかどうかを判断しなければならない。
- 12．いかなる銀行の信用リスク戦略も、継続的に用いられるべきである。したがって、信用リスク戦略は、経済の循環的側面やそれにより発生する与信ポートフォリオの全体の構成や質の変化を考慮に入れる必要がある。戦略は定期的に評価を受け、修正されるべきものであるが、長期的に、かつ、様々な景気循環を通じて機能するものであるべきである。
- 13．信用リスクについての戦略や方針は、銀行組織全体に有効に伝達されるべきである。関係役職員全員が、銀行の信用供与に関するアプローチを明確に理解し、策定された方針や手続きの遵守について責任を負うべきである。
- 14．取締役会は、上級管理職に銀行の行う与信業務を十分に管理させ、また与信業務を取締役会で承認されたリスク戦略や方針、許容度の範囲内でなされることを行わせるようにすべきである。取締役会は、定期的に(最低年一回は)信用リスク戦略もしくは与信方針の中で、銀行の信用供与基準(契約条件を含む)を承認すべきである。加えて取締役会は、与信部署やポートフォリオ全体を独立した見地からレビューすることを含め、銀行の信用供与部署の編成方法についても承認すべきである。

15．取締役会のメンバー、とりわけ社外取締役は、銀行にとって新規取引の重要な源となり得るが、ひとたび可能性のある与信が持ち込まれたならば、どれだけの与信をどのような条件で行うかについては、銀行の既に確立された手続きにより決定されるべきである。利益相反を防止するためには、取締役会のメンバーが、銀行の信用供与手続きやモニタリング手続きをオーバーライドしないことが重要である。

16．取締役会は、銀行の給与政策が、その銀行の信用リスク戦略を反映したものとなっているようにする必要がある。短期の利益を生む一方で与信方針から逸脱したり、既定の与信限度を超過するといった容認できない行動に対して報酬を与えてしまうような給与政策は、銀行の与信手続きを脆弱にしてしまう。

原則 2:

上級管理職は、取締役会が承認した信用リスク戦略の実行や信用リスクの識別、測定、モニタリング、およびコントロールを行うための方針や手続きの策定に責任を負うべきである。そのような方針や手続きは、銀行の全業務についての、また、個々の与信とポートフォリオ双方のレベルに係る信用リスクに対応すべきである。

17．銀行の上級管理職は、取締役会において承認された信用リスク戦略を実行する責任がある。これには、銀行の信用供与業務が策定された戦略に従っていること、明文化された手続きが作成され、実行されていること、および、貸出の承認やレビューの責任が明確かつ適切に割り当てられていることを確実なものとするのが含まれる。上級管理職はまた、銀行の信用供与機能が定期的な独立の評価の対象となるようにする必要がある⁴。

18．安全かつ健全な銀行業務の基礎となるのは、信用リスクの識別、測定、モ

⁴ これは、非常に規模の小さい銀行には困難かもしれない。しかし、健全な信用の判断を促進するためには、適切なチェック・アンド・バランスが備わっているべきである。

ニタリング、およびコントロールに関する明文化された方針や手続きの立案と実行である。与信方針は、貸出の枠組みを定め、銀行の信用供与業務の手引きとなるものである。与信方針は、ターゲットとするマーケットや、ポートフォリオの組合せ、プライシングやそれ以外の条件、与信限度の構造、承認権限、異例扱いの報告、といった事項を扱うものであるべきである。そのような方針は明確に定められ、健全な銀行業務の実践や、それと関連する規制上の要請との整合性を有し、銀行業務の性質や複雑度に対して適切なものであるべきである。その方針は、銀行のマーケット・ポジション、取引分野、スタッフの力量や技術といった内部・外部要因を取り込んだうえで立案、実行されるべきである。銀行は、方針や手続きが正しく策定、実行されることにより、健全な信用供与基準の維持、信用リスクのモニタリングや管理、新しいビジネス・チャンスについての正確な評価、問題債権の把握と管理が可能となる。

19．第 30 段落と、第 37 段落から 41 段落にかけて更に詳述されているが、銀行は、与信ポートフォリオが、銀行のターゲットとするマーケットや全体の与信戦略を反映して適切に分散されることを確実にするように、方針および手続きを策定し実行すべきである。とりわけ、そのような方針は、ポートフォリオの組合せについての目標を設けるほかに、個々の取引相手、関連する取引相手のグループ、特定の産業や業界、地域、特定の商品毎のエクスポージャーの限度枠を設定するものであるべきである。銀行は、各行独自の内部で使用されるエクスポージャーの限度枠が、銀行監督当局が定めたすべてのプルーデンス上の与信限度や制限を満たすようにすべきである。

20．与信方針が有効に機能するためには、それが銀行組織全体に伝達され、適切な手続きを経て実施され、銀行の内部・外部環境の変化を取り込むように定期的に改訂されなければならない。与信方針は、必要に応じて連結ベースで、そして個々の関連会社のレベルで、適用されなければならない。さらに、与信方針は、個別ベースでの与信のレビューと適切なポートフォリオ・レベルでの多様化の確保、という重要な機能を扱うべきである。

21．銀行が国際的な信用供与に従事する際には、一般的な信用リスクの他に、海外の借手もしくは取引相手の母国の状況に関連したリスクを抱えることになる。カントリー・リスクやソブリン・リスクには、その国における外国人からの債券・株式投資に影響を与え得る経済・政治・社会状況から発生する一連の全てのリスクが含まれる。トランスファー・リスクは、国際的な与信やその他契約上の債務に対する元利払いをするうえで必要となる外貨を借手が獲得する能力に特に焦点を絞っている。全ての国際取引において、銀行は、金融市場のグローバル化について、および、ある国から他の国へのスピルオーバー効果や地域全体における伝播（コンテイジョン）効果が生じる可能性について、理解する必要がある。

22．したがって、国際的な信用供与に従事する銀行は、国際的な貸出業務や投資業務を行う際に生じ得る、カントリー・リスクやトランスファー・リスクの識別、測定、モニタリング、コントロールするための適切な方針や手続きを持たなければならない。カントリー・リスクの要因のモニタリングには、外国の民間セクターの取引相手とその国固有の経済的要因によりデフォルトに陥る可能性も考慮に入れるべきである。この機能はしばしばカントリー・リスクやトランスファー・リスクに関連した特定の問題に精通している専門家チームが責任を持つ。

原則 3:

銀行は全ての商品や業務に内在する信用リスクを識別・管理すべきである。銀行は、新規の商品や業務に伴うリスクが、その導入や実施が行われる前に適切な手続きやコントロールの下におかれること、そして取締役会または然るべき下部委員会による事前承認を受けることを確保すべきである。

23．効果的に信用リスク管理を行ううえでの基本は、あらゆる商品や業務に付随する現時点でのリスクと潜在的リスクの識別である。したがって、銀行に

としては、提供する商品や、関与している業務に存在する全ての信用リスクを識別することが重要である。その識別は、商品や業務に伴う信用リスクの性質を注意深く検討することから始まる。

24．銀行はより複雑な信用供与業務（例えば、特定の産業部門に対する貸出、資産の証券化、顧客の売りオプション、クレジット・デリバティブ、クレジット・リンク債）に関する信用リスクについて明確に理解していなければならない。こうしたことが特に重要であるのは、それらの業務に係る信用リスクは、銀行業務にとって新種のものではないが、伝統的な信用供与業務のリスクほど自明のものではなく、分析をより多く必要とするためである。複雑度の高い信用供与業務には、それ専用の手続きや管理が必要かもしれないが、その場合にも信用リスク管理の基本原則は当てはまるものである。

25．新たな事業に乗り出すには、リスクを確実に識別・管理するうえで重要となる、計画立案や、注意深い監視が必要である。銀行は、新しい商品や業務のリスクが、導入、引受前に、適切な手続きや管理の対象となり、また取締役会または然るべき委任を受けた委員会によって事前に承認されることを確保すべきである。

26．上級管理職にとっては、信用リスクが既存のタイプのものか新種のものか、あるいは、基本的なものか複雑なものかに拘わらず、そうした借手もしくは取引相手の信用リスクが存在する業務に携わる職員が、銀行の方針や手続きに照らして適合的かつ非常に高い水準で業務を遂行できるようにすることが大切である。

・健全な信用供与プロセスの下での業務運営

原則 4:

銀行は健全かつ明確に定義された信用供与基準の下で業務を遂行しなければならない。こうした基準には、借手もしくは取引相手、与信の目的および構造、返済原資についての徹底して理解することを盛り込むべきである。

27．健全かつ明瞭な信用供与基準の確立は、安全かつ健全な方法で与信の承認を行うためには必要不可欠である。その基準には、誰に与信を受ける資格があるか、またどの程度の規模で、いかなる種類の与信が可能か、そして、どのような契約条件で信用供与が実施されるべきかが定められるべきである。

28．銀行は、借手もしくは取引相手の真のリスク・プロファイルを包括的に評価できるよう十分な情報提供を受けなければならない。少なくとも、与信の承認を行うにあたり、検討の対象となり、文書化すべき要素としては、以下のものを含まなければならない。

- ・ 与信の目的および返済原資
- ・ 借手もしくは取引相手の健全度および評判
- ・ 借手もしくは取引相手の現時点でのリスク・プロファイル（リスクの特性やリスク総量等）や経済及びマーケットの変動に対する感応度
- ・ 借手の返済履歴、および、過去の財務動向やキャッシュ・フロー予定を基にした現時点での返済能力
- ・ 様々なシナリオ設定に基づいた返済能力の先行きを展望した分析
- ・ 借手もしくは取引相手の債務負担に関する法的な能力
- ・ 商業与信の場合は、借手のビジネスに関する専門性や、属する業界の状況、その業界内での借手の位置
- ・ 借手の将来におけるリスク・プロファイルの変化に限度を設けるため設定された約定条項（コブナンツ）などを含めた、与信の契約条件についての提案内容

- ・ 該当する場合には、様々なシナリオの下における、担保や返済保証の適切性や強制執行力

適切な信用供与基準を確立した後、銀行が適切な信用供与の判断を行ううえで重要なのは、十分な情報を収集することである。この情報は、同時に銀行の内部格付制度において与信の格付を行う際の基礎となるものである。

29．銀行は誰を相手に信用供与を行うのかを理解する必要がある。したがって、新たな与信関係を結ぶ前に、銀行は借手もしくは取引相手を熟知し、健全な評判や信用度を有する個人や組織と取引をしているという確証を得なければならない。とりわけ、詐欺行為や他の犯罪に関与している個人との関わり合いを避けるために厳格な方針をとらなければならない。これは、既知の関係者に参考情報の提供を依頼したり、与信登録機関に照会したり、会社経営の責任者や身元照会および財務状況を確認できる責任者を熟知するなど、様々な方法により実現可能である。しかし銀行は、借手もしくは取引相手について熟知していたり、それらの評判が良いという理由だけで、簡単に与信の供与をすべきではない。

30．銀行は、与信の判断を行う際に、個々の債務者毎でなく、債務者のグループを全体として、関連する取引相手、即ち単一の債務者として捉えることが適当である場合であるかどうかを判別するための手続きを持つべきである。これには、法人・非法人を問わず、また通常の所有もしくは管理形態の下にあるか、強力な結び付き（例えば共同経営や血族支配）の下にあるかを問わず、顧客のグループに対するエクスポージャーを総計することが含まれる⁵。銀行はまた、業務横断的に個々の取引相手に対するエクスポージャーを総計する手続きを持つべきである。

⁵ 関連する取引相手とは、出資関係があったり、もしくは共同による支配、経営、研究開発、営業を行う、またはそれらの組合せを有する会社のグループと言えよう。関連する取引相手であるかどうかの判定には、こうした要素が関係先の資金の依存度に与える影響についての注意深い分析が求められる。

31．多くの銀行は、シンジケート・ローンや類似のローン・コンソーシアムに参加する。金融機関によっては、主幹事行による信用リスク分析や商業貸付に対する信用格付に過度に依存してしまうところもある。シンジケートに参加する銀行はすべて、独自の信用リスク分析を行い、シンジケートにコミットする前の段階で、シンジケートの条件をレビューすべきである。各銀行は、他の貸出について行うのと同様の方法で、シンジケート・ローンのリスク及びリターンを分析すべきである。

32．信用供与は、利益の実現のほかに、リスクを取る、という行為を伴うものである。銀行は顧客との取引における収益全般と同様に、全ての与信について、リスクとリターンの関係性を評価すべきである。与信のプライシングは、取引に伴うコスト全てをカバーし、銀行が抱えるリスクを補うような方法によって行われるべきである。与信を供与すべきか否か、また供与する場合にいかなる条件で行うかを評価する際に、銀行は、可能な限りプライシングの条件やそれ以外の条件（担保、制限条項など）を織り込んだうえで、期待収益に対するリスクを評価する必要がある。リスクの評価を行う際には、銀行は発生しそうなダウンサイド・シナリオや、それが借手もしくは取引相手に対して与え得る影響を評価すべきである。銀行にとっての共通の課題は、与信や全体の取引関係のプライシングを適切に行わないために、抱えたリスクに対して相応な額の埋め合せを得ることができない傾向にある、という点である。

33．潜在的な与信について考慮するにあたり、銀行は予想損失に備えて引当金の設定をしたり、リスクや不測の損失を吸収するための適切な資本を保持する必要性を認識しなければならない。したがって、銀行は信用供与の判断を行う際、およびポートフォリオのモニタリングのプロセス全般において、こうした要素を考慮すべきである⁶。

⁶ 貸出の分類および引当に関する利用可能な手引きとしては、「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」（1999年7月）がある。

34．銀行は、個々の与信に内在するリスクを緩和するために、担保や保証を活用することが可能であるが、何よりもまず、借手の返済能力の強さに基づいて取引を開始すべきである。担保は、借手もしくは取引相手の総合的評価の代用となり得るものではなく、情報の不足を補完するものでもない。また、強制執行による与信の回収（担保権実行手続きなど）は、大抵、取引の利幅を削るものであることを認識すべきである。さらに、銀行は、与信の回収可能性の低下をもたらしたのと同じ要因により、担保の価値もまた下落するかもしれないことを認識する必要がある。銀行は、様々な形態の担保の受入可能性に関する方針、そうした担保について継続的に値洗いを行う際の手続き、および、現時点で、また将来に渡って確実に担保権の行使や現金化が可能であるようにするためのプロセスを持つべきである。保証については、銀行は与信の質や保証人の法的能力に応じ、保証範囲のレベルを評価すべきである。銀行は、信用判断には明確な保証のみを考慮し、政府から予想される支援といった暗黙の内に仮定された保証は、考慮の対象から外すべきである。

35．ネットィング契約は、信用リスクを軽減するうえでの重要な手段であり、これはとりわけインターバンク取引においては重要である。実際にリスクを軽減するためには、そのような契約は、健全で法的に強制力を有する必要がある⁷。

36．銀行内部で実際に、もしくは潜在的に利益相反が存在する場合、銀行が借手から全ての有用な情報を入手するうえでの妨げが無いことを確実にするために、内部における守秘義務規定（たとえば「チャイニーズ・ウォール」）が設けられるべきである。

原則 5:

⁷ ネットィング契約に関する利用可能な手引きとしては、「オンバランス・ネットィングに関するコンサルテーション・ペーパー」（1998年4月）がある。

銀行は、個々の借手や取引相手、および関連する取引相手のグループ毎に、比較可能で有効な方法により、バンキング勘定およびトレーディング勘定の両方において、オンバランスおよびオフバランス双方における異なるタイプのエクスポージャーを総計した全体の与信枠を、設定すべきである。

37．個々の取引相手毎や、関連する取引相手のグループ毎のエクスポージャー限度枠の設定は、信用リスク管理における重要な要素の一つである。そのような限度枠は、一般的には借手もしくは取引相手についての内部信用格付にある程度基づくものであり、良い信用格付を与えられた取引相手は高めの限度枠を付与されることが多い。また、特定の産業や経済セクター、地域、および特定の生産物毎に、限度枠が設定されるべきである。そうした限度枠は、銀行の信用リスクを伴う全ての業務分野において必要である。こうした限度枠により、銀行の信用供与業務が適度に分散されることがより確実なものとなる。前述の通り、いくつかの銀行では、与信エクスポージャーのかなりの部分が、トレーディング勘定およびオフ・バランスの業務や商品から発生するものである。そうした取引に対する限度枠は、銀行全体の信用リスクやカウンターパーティー・リスクを管理するうえでとりわけ有効である。一般的に、限度枠が有効であるためには拘束力を有するべきであり、顧客の要求により変更されるべきでない。

38．有意義な限度枠を設定するためには、将来の潜在的なエクスポージャーを有効に測定することが不可欠であり、それにより銀行の（オンバランスおよびオフバランスの双方の）様々な業務におけるエクスポージャーと比較しつつ、特定の取引相手との取引総額や特定の取引相手へのエクスポージャーに対する上限が設けられる。

39．銀行は、ストレス・テストの結果を全体の限度枠の設定やモニタリングのプロセスに反映させるべきである。そうしたストレス・テストにおいては、景気循環、金利等のマーケットの動向や、流動性の状況が考慮されるべきある。

40．銀行の与信限度は、取引相手がデフォルトに陥った際の、目先のポジション解消に伴うリスクを認識・反映したものであるべきである⁸。銀行が一つの取引相手といくつかの取引を行っている場合、それらの取引相手に対する潜在的なエクスポージャーは算出に用いる残存期間によって、大きくかつ非連続的に変わることとなりやすい。したがって、将来の潜在的なエクスポージャーは、複数の計測期間を基に計算されるべきである。限度枠の設定には、取引解消シナリオの下での保全されていないあらゆるエクスポージャーを考慮すべきである。

41．銀行は、モニタリングを通して、エクスポージャーの実態を設定した限度枠と対比させ、限度枠に接近した場合にモニタリングを強化したり適切な手段を講じるなどの手続きを有するべきである。

原則 6:

銀行は、新規与信の承認や既存与信の更新・貸増しを承認するための、明確に確立されたプロセスを有するべきである。

42．信用供与のプロセスには、銀行内の多くの職員が関わりを持つ。この中には、営業部署、信用分析部署、および与信承認部署の職員が含まれる。また、同一の取引相手が、様々な種類の与信を求めて、銀行のいくつかの異なる分野に対してアプローチするかもしれない。銀行は、職責の割当については、様々な方法の中からの選択が可能であるが、いずれにせよ、健全な信用判断が確実に実施されるよう、信用供与プロセスにおいて、関係する全ての職員の努力が調整されることが重要である。

43．健全な与信ポートフォリオを維持するためには、銀行は、信用供与のため

⁸ 利用可能な手引きとしては、「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引」および、「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引についての健全な実務のあり方」（いずれも 1999 年 1 月）がある。

の確立された正式な評価・承認プロセスを有していなければならない。与信の承認は、銀行の明文化されたガイドラインに沿って行われ、また相応しいレベルの経営陣によって行われるべきである。また、承認プロセスが遵守されていることを文書化し、信用判断や、そこに至るまでの情報提供を行う個人もしくは委員会を明確化するような、明瞭な監査の証跡があるべきである。銀行は、重要度の高い商品分野、信用供与形態、産業・地域部門に関連する与信の分析・承認を行う専門家グループを設置することにより利益を得ることが多い。銀行は、自らの与信戦略と合致した健全な信用判断を行い、時間的・構造的な競争圧力に耐えられるよう、適切な信用判断を行うための資源を投入すべきである。

44 . 各々の与信案件は、取引の規模や複雑度に応じた専門知識を有するクレジット・アナリストにより注意深く分析されるべきである。実効性のある評価プロセスにより、分析を行ううえで、最低限必要な情報は何か明らかにになる。新たな与信の承認、既存の与信の更新、および承認済みの与信の条件変更に必要な情報や文書に関する方針が定められるべきである。得られた情報は、内部評価や与信格付の基礎をなすため、その正確性や妥当性は、経営陣が与信の受容度に関する適切な判断を下すうえで非常に重要である。

45 . 銀行は、信用リスクを取る際に、堅実な判断をするための経験、知識、経歴を持つ熟練した職員から成るグループを養成しなければならない。銀行の信用供与に関する承認プロセスは、下した判断に対する責任を明らかにし、誰が与信の承認や与信条件の変更を行う権限を持つかを明示すべきである。銀行は、一般的には、与信の規模や性質に応じて、個人名による権限にしたり、2 名もしくは共同の権限としたり、与信の承認に携わるグループや委員会を利用するなどの様々な対応を活用する。承認権限は、関与する職員の専門性に応じて与えられるべきである。

原則 7:

あらゆる信用供与は、アームズ・レングス・ベースで行われなければならな

い。特に、関連する会社や個人向け与信に対しては、特別な注意をもってモニタリングを行い、かつ関連融資に伴うリスクをコントロールもしくは軽減するために、その他の適切な対応を取らなければならない。

46．信用供与は、上記の基準やプロセスにより行われるべきである。こうした基準やプロセスにより、健全な信用判断を促進するチェック・アンド・バランスのシステムが生み出される。したがって、取締役や上級管理職、およびその他の影響力を持つ当事者（株主など）は、策定された銀行の信用供与およびモニタリングのプロセスをオーバーライドしようとしてはならない。

47．企業か個人かを問わず、密接な関係先に対する信用供与により、職権濫用の可能性が生じる⁹。したがって、銀行が、そうした先への信用供与をアームズ・レングス・ベースにより行うことや、与信額をモニタリングすることが重要である。そうした管理は、同種の状況下にある非関係先の債務者と比べて、密接な関係先に対する与信の条件がより有利にならないようにしたり、そうした与信について厳格な限度枠を課すことにより、最も容易に達成される。それ以外の管理手法としては、関係先に対する信用供与の条件を公開する方法がある。銀行の信用供与の基準は、関連する会社や個人のために変更すべきではない。

48．関係先との重要な取引については、取締役会（利益相反が生じる取締役を除く）の承認を必要とすべきである。また、場合によっては（大株主に対する大口与信など）銀行監督当局に報告されるべきである。

⁹ 関係先には、銀行の子会社や関連会社、主要株主、取締役や上級管理職、およびそれらの直接または間接の利害関係先、さらには銀行が支配力を行使したり、銀行に対して支配力を行使したりする全ての先が含まれる。

- ・適切な与信の管理、測定、モニタリングのプロセスの維持

原則 8:

銀行は信用リスクを内包する様々なポートフォリオを継続的に管理するための適切な体制を有するべきである。

49．銀行の安全性及び健全性を維持するうえで、与信管理は決定的に重要な要素である。信用供与が行われると、営業部署が、しばしば与信管理をサポートするチームと共に、与信の適切な維持の責任を負うことになる。これには、与信ファイルの時機に応じた更新、現時点での財務情報の入手、契約更新のための通知の発送、および融資契約書等の様々な文書の準備、などが含まれる。

50．与信管理機能は幅広い職務が関連するため、その組織構造は、銀行の規模や業務の複雑度により様々な形をとる。比較的大規模な銀行では、与信管理の様々な構成要素に関する責任は、別々の部署に課されるのが一般的である。規模の小さな銀行では、少数の人員が数種の業務分野を扱うこともある。重要書類の保管や、資金の送金、コンピューターのデータベースへの与信限度の入力等のデリケートな業務を個別職員単位で行う場合、融資や与信承認プロセスから独立した立場にある管理者へ報告すべきである。

51．与信管理を進めるうえで、銀行は以下の点を確実なものとすべきである。

- ・ 文書化プロセス、契約条件、法的条項、および担保に対するモニタリングといった、与信管理事務が効率的かつ実効性のあるものであること
- ・ 経営情報システムに提供される情報が正確かつタイムリーであること
- ・ 「バック・オフィス」における全ての手続きに対する管理が適切であること
- ・ 適用される法規制や、規定された経営方針および手続きを遵守していること

52．与信管理の様々な構成要素が適切に機能するためには、上級管理職が、信用リスクのモニタリングや管理におけるこうした要素の重要性を理解すると

ともに、それを認識していることを実証しなければならない。

53．与信ファイルには、審査における判断や与信の履歴を遡及するための十分な情報に加え、借手もしくは取引相手の現時点での財務状況を確認するうえで必要な全ての情報が含まれるべきである。例えば、現時点での財務諸表、財務分析、内部格付文書、内部の覚書、照会レターおよび評価などが与信ファイルに含まれるべきである。与信監査部署は、与信ファイルに不備がなく、全ての貸出について承認がなされ、その他の必要書類が揃っているかを判断すべきである。

原則 9:

銀行は、個々の与信の状況を、その引当の妥当性を判断することも含めて、モニタリングする適切な体制を有していなければならない。

54．銀行は、銀行の様々なポートフォリオに係る個別の与信や、個々の債務者の状況のモニタリングを行うための総合的な手続きや情報システムを構築し、運用する必要がある。こうした手続きの中で、潜在的な問題債権やその他取引を識別し、報告するための基準を定めることにより、確実にそれらがより頻繁なモニタリングや、さらには是正措置や分類・引当の対象となるようにする必要がある¹⁰。

55．有効な与信のモニタリング・システムには、銀行が、借手もしくは取引相手の現時点での財務状況を確実に理解するための措置、全ての与信が、確実に既存の約定条項を遵守するようにするための措置、承認されたクレジット・ラインを顧客が何に利用したかを追跡するための措置、主要な与信について見込まれるキャッシュ・フローが債務返済額を確実にカバーするようにするための措置、該当する場合には、債務者の現況に見合うだけの十分なカバレッジが担保により確実に付されるようにするための措置、適宜、潜在的な

¹⁰ 脚注 6 参照。

問題債権を把握し、分類するための措置、が含まれる。

56．与信の内部信用格付を付与する責任者に関連する情報が確実に伝達されるようにすることも含め、与信の質のモニタリングについては、特定の職員が責任を持つべきである。加えて、付随するいかなる担保や保証についても、継続的なモニタリングに責任を負った職員がいるべきである。そのようなモニタリングは、銀行が契約事項に必要な変更を盛り込んだり、与信上の損失に対して適切な引当金を維持するうえで銀行に役立つものである。こうした職責を課す際には、銀行の経営陣は、利益相反が生じる可能性を認識する必要があり、とりわけ貸出額、ポートフォリオの質や、短期的な利益率といった指標によって評価や報酬が決まる職員については、特に注意を払うべきである。

原則 10:

銀行は信用リスクを管理するうえで、内部信用格付制度を開発し活用すべきである。その内部格付制度は、銀行業務の性質、規模、および複雑性に見合うものであるべきである。

57．内部信用格付制度の活用は、個別の与信の質や、ポートフォリオ全体の質をモニタリングする際の重要なツールである。適切に構築された内部信用格付制度は、銀行の抱える様々な与信エクスポージャーにおける信用リスクの度合いを分類するうえでの有効な手段である。これにより、与信ポートフォリオの全体的な性質や、与信集中、問題債権、貸倒引当金の妥当性をより正確に判断することが可能になる。また、主として規模の大きい銀行で利用される、より詳細で高度な内部信用格付制度については、社内の資本配分、与信のプライシング、取引そのものや取引関係全体での収益性などの判断にも利用できる。

58．一般的には、内部信用格付制度は、リスクの程度を反映するように考案された様々な段階に与信を分類する。比較的単純なシステムとしては、優良から不良まで数段階に区分したものがある。しかし、より有意義なシステムには、

優良と判断された与信についても、その相対的な信用リスクを正確に区別するための多くの区分がある。銀行は、自らのシステムを構築するにあたり、格付対象を借手もしくは取引相手のリスク度とするか、特定の取引に付随するリスクとするか、もしくはその両方とするかを決定しなければならない。

59．内部信用格付は、信用リスクのモニタリングやコントロールを行ううえで重要なツールである。早期の認識を容易にするために、銀行の内部信用格付制度は、潜在的もしくは実際の信用リスクの高まりを示す指標に敏感に反応するものであるべきである。格付が低下している与信は、例えば与信担当者による訪問回数を増やすとか、上級管理職が定期的にレビューする要注意リストに加えるといった、追加的な監視やモニタリングを受けるべきである。内部信用格付は、各々の部局のラインの管理者が現時点での与信ポートフォリオの特徴を辿ったり、銀行の与信戦略を変更する必要があるかどうかを判断する際に活用できる。したがって、そのような格付に基づいた与信ポートフォリオの状態について、取締役会や上級管理職が定期的に報告を受けることが重要である。

60．信用供与が行われた時点における個々の借手もしくは取引相手の格付は、定期的に見直されなければならない、その状況が改善または悪化した場合には新たな格付が付与されるべきである。内部格付の一貫性および、個々の与信の質の正確な反映の確保が重要であるため、そうした格付の設定・確認についての責任は、当該与信を行った部署からは独立した与信監査部署が負うべきである。また、格付の一貫性や正確性は、独立した与信監査グループ等により、定期的に調査されるべきである。

原則 11:

銀行は、全てのオンバランスおよびオフバランスの取引に内在する信用リスクを経営陣が測定できるような情報システムや分析手法を持たなければならない。その経営情報システムは、リスクの集中を明らかにすることを含め、与信ポートフォリオの構成についての適切な情報を提供するものであるべきで

ある。

61．銀行は、個々の借手もしくは取引相手に対するエクスポージャーに伴うリスクの計量化を可能とするような方法論を持つべきである。銀行はまた、いかなる特別な感応度や集中も識別するため、ポートフォリオのレベルで信用リスクを分析することが可能であるべきである。信用リスクを測定する際には、与信の具体的な性質（貸出、デリバティブ、その他ファシリティー等）、および契約・貸出条件（残存期間、基準金利等）、起こり得るマーケットの変動に対する、満期までのエクスポージャーのプロファイル、担保や保証の有無、内部信用格付、およびエクスポージャーが存在する期間中にそれが変化する可能性、を考慮すべきである。信用リスクの分析は、適当な頻度で、適切な限度枠に照らした結果とともに行われるべきである。銀行は、業務に付随するリスクの複雑度やレベルに相応しいリスクの測定手法を用いるべきである。その際、十分なデータに基づき、定期的に検証されるべきである。

62．銀行の信用リスクの測定プロセスの有効性は、経営情報システムの質に大きく左右されるものである。そのようなシステムから生み出される情報により、取締役会やあらゆるレベルにおける管理者が、銀行が保有すべき適正な資本の量の決定を含む、各々の監視の役割を果たすことができる。したがって、情報の質、細部、タイミングは決定的に重要である。とりわけ、連結ベースによるものも含め、様々なポートフォリオの構成や質に関する情報により、経営陣が迅速かつ正確に、銀行が様々な業務を通じて抱えている信用リスクのレベルを評価したり、銀行の業績が信用リスクに係る戦略に合致したものであるかどうかを判断することが可能となるべきである。

63．また、リスク限度枠に近づきつつあるエクスポージャーの存在を確実に上級管理職が気がつくような経営情報システムを銀行が持つことが重要である。リスク限度枠の計測システムは、全てのエクスポージャーを対象にしていなければならない。銀行の情報システムは、的確に、かつ適切なタイミングで、個々

の借手もしくは取引相手に対する与信エクスポージャーを総計するとともに、信用リスク限度枠の異例扱いについても報告することが可能であるべきである。

64．銀行は、経営陣が与信ポートフォリオの中のいかなるリスクの集中も察知できるような情報システムを持つべきである。情報の範囲の妥当性については、各業務ライン・マネージャーや、上級管理職、取締役会によって、それが業務の複雑性に対して十分なものとなるように定期的に見直されるべきである。銀行は次第に、ストレス・テストなど、与信ポートフォリオについての追加的な分析を行えるような情報システムについても考案するようになっている。

原則 12:

銀行は、与信ポートフォリオの全体の構成や質をモニターするための適切なシステムを持たなければならない。

65．従来、銀行は、信用リスク全体を管理する際に、個別の与信の監視に焦点を当ててきた。こうした焦点の当て方が重要である一方で、銀行はまた、多様な与信ポートフォリオ全般の構成および質をモニタリングするための適切なシステムを備える必要がある。

66．与信ポートフォリオにおける集中は、銀行における与信に関する問題の継続的な発生源となっている。リスクの集中は様々な形態を取り、多数の与信が類似した性質を有する時にはいつでも発生し得るものである。集中が発生するのはとりわけ、銀行のポートフォリオにおける、特定の取引相手、関連する取引相手のグループ¹¹、特定の産業や経済セクター、限られた地域、特定国や、経済が相互に密接に関連している国々、特定の信用供与の形態、特定の種類の担保・保証、に対する直接的あるいは間接的な与信の比率が高い時に発生する。満期が同じである与信にも、集中が発生する。集中はポート

¹¹ 脚注 5 参照。

フォリオにおいて、与信の関連性が相対的に複雑であったり、微妙であったりする場合にも発生し得る。リスクの集中は貸出金にのみ該当するものではなく、本質的に元来カウンターパーティー・リスクを内包する銀行業務全般に生じ得るものである。与信の集中度が高いと、銀行は、集中が起きている与信分野における条件悪化の影響を受けることとなる。

67．多くの場合において、銀行の取引分野、地理的な所在地、経済的に多様な借手もしくは取引相手との接点が不足しているといった制約によって、集中を回避する、あるいは軽減することが極めて困難になる可能性がある。加えてまた、銀行は、その専門性に応じて特定の産業や経済セクターに資本を投下することを望む場合もある。また銀行は、リスクの集中を請け負うことに見合った収益をあげていると判断する場合もある。したがって、銀行は、必ずしも集中のみを判断基準として、健全な与信を差し控えるべきではない。銀行は集中を軽減もしくは緩和するための代替手段を利用する必要があるかもしれない。そうした手段には、追加的なリスクのプライシングや、追加的なリスクに見合うだけの資本の積み増し、および特定の経済セクターや、関連する借手のグループへの依存度の引き下げを企図したローン・パーティシペーションの利用などが含まれる。銀行は、多様化だけを目的として、未知の借手もしくは取引相手との取引を開始したり、十分に理解していない与信業務に関与しないように注意しなければならない。

68．銀行は、与信集中やその他のポートフォリオに関する問題を管理する新たな選択肢を有している。これには、貸出債権の売却、クレジット・デリバティブ、証券化プログラムや、その他の貸出債権の流通市場といったメカニズムがある。しかしながら、ポートフォリオの集中に対処するためのメカニズムもまた、識別・管理が必要とされるリスクを伴うものである。したがって、銀行がこうしたメカニズムを利用することを決断する場合には、方針や手続きのほか、適切な管理体制を有していなければならない。

原則 13:

銀行は、個々の与信や与信ポートフォリオを評価する際に、経済環境の将来起り得る変化を考慮し、またストレス状況下における信用リスク・エクスポージャーを評価すべきである。

69．個別与信や、多様な与信ポートフォリオについて、いかなる問題が発生し得るかを議論し、その情報を資本や引当の妥当性に関する分析に利用することは、健全な信用リスク管理の重要な要素に含まれる。こうした仮定の検証は、それまで探知できなかった銀行の潜在的な信用リスク・エクスポージャーの領域を明らかにし得るものである。金融危機の際に発生しやすい様々な分野のリスク間におけるリンクは、十分に理解されるべきである。悪い状況のときには、様々なリスク、とりわけ信用リスクとマーケット・リスクの間には、かなりの相関性があるかもしれない。シナリオ分析やストレス・テストは、潜在的に問題がある分野を評価するうえで役立つ方法である。

70．ストレス・テストには、銀行の与信エクスポージャーに対して好ましくない影響を与えるような、発生し得る事象もしくは将来の経済環境の変化の認識や、そうした変化に対する銀行の対応力の評価が含まれるべきである。銀行にとって、経済や産業の下降局面、マーケット・リスクを発生させる事象、流動性の状況、の3分野に関してこれを行うことは有用である。ストレス・テストは、財務や制度、あるいは経済についての一つ以上の変数に関する仮定の比較的単純な変更から、高度に先進的な金融モデルの利用に至るまで幅広い範囲に及び得る。一般的に、後者は国際的に活動を展開する大規模銀行によって利用されている。

71．いかなる手法のストレス・テストを利用している場合でも、テストの結果は、定期的に上級管理職によってレビューされ、その結果が既定の許容範囲を超過する場合には然るべき行動を取るべきである。また、テストの結果は、方針や限度枠の決定および更新のプロセスに反映されるべきである。

72．銀行は、経済全体またはその特定部門における下降局面や、予想値を越える支払いの延滞やデフォルトが生じた場合や、信用、マーケットの両リスクが同時発生した場合などの、甚大な損失や流動性枯渇の問題が発生し得る状況を識別することを試みるべきである。そのような分析は、連結ベースで行われるべきである。ストレス・テストによる分析はまた、特定のシナリオの下で経営陣が取るべき行動についてのコンティンジェンシー・プランを含むべきである。これには、事態に備えてヘッジを行うことや、エクスポージャーの規模を縮小することなどが含まれる。

・適切な信用リスク・コントロールの確保

原則 14:

銀行は、独立した、かつ継続的な与信監査を行う体制を構築すべきであり、そうした与信監査の結果は、取締役会や上級管理職に直接報告されるべきである。

73．信用供与の権限を有する職員は銀行の至るところにいるので、銀行は様々なポートフォリオの管理を有効に行うための効率的な内部レビューおよび報告システムを持つべきである。このシステムは、取締役会および上級管理職に対して与信担当者の業績や与信ポートフォリオの状態を評価するための十分な情報を提供すべきである。

74．営業部署から独立した職員が行う内部与信監査は、個別の与信や与信ポートフォリオ全体の質についての重要な評価を提供するものである。そのような与信監査部署は、全体の与信管理プロセスを評価したり、内部信用格付の正確性についての判断、与信担当者が個々の与信の適切なモニタリングを行っているかの判断に役立つものである。与信監査部署は、取締役会、監査委員会、あるいは貸出権限を持たない上級管理職に対して直接報告を行うべきである。

原則 15:

銀行は、信用供与機能が適切に管理され、与信エクスポージャーがブルードンズ基準や内部限度枠に沿った水準に収まるようにしなければならない。銀行は、方針、手続き、および限度枠の異例扱いのものが、タイムリーに経営陣の適切なレベルに対して報告されるように、内部管理その他の実務を確立し、実施すべきである。

75．信用リスク管理の目的は、銀行の信用リスク・エクスポージャーを取締役会や上級管理職が定めたパラメーターの範囲内に収めることである。内部管理、

業務上の限度枠、その他の実務の確立および実行は、信用リスク・エクスポージャーが個々の銀行にとって許容できるレベルを超過するのを防止するうえで役立つ。そうしたシステムは、銀行の経営陣が確立された与信方針が遵守されているかモニタリングすることを可能にする。

76．限度枠システムは、予め定められた水準を超過した信用供与に対する、経営陣の注意を迅速に促すものであるべきである。適切な限度枠システムは、経営陣が信用リスク・エクスポージャーを管理し、収益機会やリスクについての議論を起こし、そして信用リスクに対してあらかじめ定められた許容範囲に対する実際のリスク・テイク状況のモニタリングを可能にするようなものであるべきである。

77．信用リスク・プロセスについての内部監査は、与信業務が銀行の与信方針や手続きを遵守しているか、与信が銀行の取締役会が設定したガイドラインに沿って承認されているか、個々の与信の存在、質、価額が上級管理職に正確に報告されているか、を判断するために、定期的に実施されるべきである。また、そのような監査は、与信管理のプロセス、方針、手続きにおける弱点や、方針、手続き、および限度枠に対する異例扱いを把握するためにも利用されるべきである。

原則 16:

銀行は、問題債権の取扱いや、その他の管理・回収が必要となる諸々の状況に適切に対応できる体制を有していなければならない。

78．体系的な与信監査プロセスを確立する一つの理由は、劣化したり問題化した与信を把握するためである¹²。与信の質の低下の認識は、まだ与信を改善するうえでの選択肢がより多く残されていると考えられる早い時期に行われるべきである。

¹² 脚注 6 参照。

79．銀行の信用リスクに関する方針には、銀行が問題債権を管理する方法について明確に定められるべきである。問題債権を管理するうえで利用する手段や組織は、銀行により異なる。そうした債権についての責任は、債権の規模および性質や、問題となる理由などにより、営業部署にある場合もあれば、専門の管理・回収（ワークアウト）部署の場合や、双方の組合せとなっている場合もある。

80．実効性のある管理・回収プログラムは、ポートフォリオのリスクを管理するうえで重要である。銀行が重大な与信関連の問題を抱える場合、管理・回収部署を、与信を行った部署から切り離すことが大切である。専門の管理・回収部署における追加的な資源や専門性、そして、より焦点を絞った対応は、一般的には回収状況を改善させる。管理・回収部署は、問題化した与信を改善するための効果的な戦略を策定したり、最終的な回収額を増やすことの手助けとなる。経験豊富な管理・回収部署は、営業部署がいかなる与信の条件変更を決める際にも、価値のある情報を提供することができる。

・ 監督当局の役割

原則 17:

監督当局は、銀行に対して、全般的なリスク管理の一環として、信用リスクの識別、測定、モニタリング、およびコントロールを有効に行うための体制を有するよう求めるべきである。監督当局は、信用供与や継続的なポートフォリオの管理に関する個々の銀行の戦略、方針、実務、および手続きについて独立して評価を行うべきである。監督当局は、個々の借手毎、または関連する取引相手のグループ毎の銀行のエクスポージャーを制限するため、プルーデンス上の限度枠を設定することを検討するべきである。

81．取締役会や上級管理職が、有効な信用リスク管理体制についての最終的な責任を負う一方で、監督当局は、継続的な監督活動の一環として、個々の銀行における、信用リスクの識別、測定、モニタリングおよびコントロールの体制についての評価を行うべきである。これには、銀行が使用する測定手法（内部信用格付や、信用リスク・モデルなど）についての評価が含まれるべきである。更に、監督当局は、取締役会による銀行の信用リスク管理プロセスの監視が効果的に行われているか、経営陣によってリスク・ポジションや、方針の遵守状況および、その妥当性について、経営陣によるモニタリングが行われているか、を判断すべきである。

82．信用リスク管理体制の質を評価するために監督当局は様々な方法を用いることが出来る。そうした評価を行ううえで重要な要素は、銀行が健全な資産査定手続きを用いているかを監督当局が判断することである。最も一般的には、監督当局や、監督当局がその業務の一部について委任する外部監査人が、個別与信を抽出してその質を調査する。監督当局によるそうした分析が銀行による内部分析と一致する場合には、与信ポートフォリオ全体の質や引当の妥当性の評価にあたってそうした内部評価の利用に依存する度合いを高めることが出来る。また、内部信用格付や信用リスク・モデルが使われている場合、それら

に関する銀行自身の検証プロセスの質を監督当局もしくは外部監査人が評価すべきである。また監督当局は、信用供与及び、与信管理部署に対して独立した立場からの内部監査結果をレビューすべきである。監督当局はまた、銀行の外部監査人によるレビューが利用可能であれば、それを活用すべきである。

83．監督当局は、銀行の経営陣が早い段階に問題債権の存在を認識し、然るべき対応を取っているかに特に注目すべきである¹³。監督当局は、銀行の与信ポートフォリオ全体の傾向をモニターし、いかなる特記すべき内容悪化についても、上級管理職と話し合うべきである。監督当局は引当に加えて、銀行の資本が、銀行の行うオンバランスおよびオフバランスの様々な業務に含まれる信用リスクのレベルに照らして適当であるかを評価する必要がある。

84．信用リスク管理プロセスの妥当性を評価するにあたり、母国監督当局は、そのプロセスが業務ライン間や子会社間で、また国境を越えて有効かどうかを判定すべきである。監督当局は、個別の事業や法人のレベルについてだけでなく、連結ベースで幅広い業務や子会社についても信用リスク管理体制の評価をする必要がある。

85．信用リスク管理体制の評価を行った後、監督当局は、その体制について発見された不備、過度の集中、問題債権の分類や要追加引当の見込み、未収利息の不計上が銀行の収益に与える影響、について経営陣と検討すべきである。監督当局が銀行の信用リスク管理体制全般が、その銀行に特有の信用リスク・プロファイルに照らして、不適切又は無効だと判断するような場合、監督当局は、銀行が信用リスク管理体制改善のための然るべき措置を確実にとるようにすべきである。

86．監督当局は、信用リスク管理プロセスの質にかかわらず、全ての銀行に適用可能なプルーデンス上の限度枠（大口与信限度規制など）の設定を検討すべ

¹³ 脚注 6 参照。

きである。そうした限度枠には、個々の借手や、関連する取引相手のグループに対する銀行のエクスポージャーの制限が含まれる。監督当局はまた、特定の種類の与信もしくは一定水準を超える与信について報告義務を課したりすることもある。とりわけ、関係先である取引相手に対する信用供与には、十分な注意を払うことが必要である。

補論

与信の主要な問題に関して共通に見られる要素

1．銀行に関する主要な問題のほとんどは、直接的あるいは間接的に、信用リスク管理が不十分であったために発生している。監督当局の経験からいうと、特定の主要な問題は繰り返し起こりがちである。銀行システムにおける与信による重大な損失は、通常与信集中、適正評価手続きの欠落、不適切なモニタリングといった、幾つかの領域における問題が同時に発生したことを反映する。この補論は、与信集中、与信プロセス、マーケットや流動性に感応的な与信エクスポージャーという広範な領域に関する最も一般的ないくつかの問題をまとめたものである。

与信集中

2．集中は、与信に関する主な問題のうち単独で最も重要な原因であろう。与信集中は、銀行の資本や総資産、もしくは適切な計測手法が存在する場合には銀行全体のリスクの水準と比較して、潜在的な損失額が相対的に大きいエクスポージャーだと認識されている。相対的に巨額な損失¹⁴は、エクスポージャーが巨大である場合だけでなく、デフォルトが発生した場合の潜在的な損失率が異常に大きい場合にも発生するかもしれない。

3．与信集中は、更に概ね二つに分類することができる。

従来型の与信集中には、個々の借手や取引相手、関連する取引相手のグループ、および、商業用不動産、石油やガスといった、特定の経済セクターもしくは産業に対する与信集中が含まれる。

共通性ないし相関性のあるリスク・ファクターに基づいた集中とは、より微妙な、あるいは状況により依存した要因を反映したものであり、多くの場合、分

¹⁴ 損失額は、エクスポージャーとデフォルトが生じた際の損失率との積に等しい。

析を通してのみ明らかとなる。アジアやロシアにおける最近の混乱は、ストレス状況下にある新興市場間での密接なつながりや、以前は明らかにされなかったマーケット・リスクと信用リスクとの相関、そして、それらのリスクと流動性リスクとの相関といったものが、いかに広範囲に及ぶ損失を発生させるかを例証している。

4．異常に大きな損失が発生する可能性という点からみた集中の事例には、レバレッジ、オプション、複数のリスク・ファクターの相関、特定の部分にリスクを集中させるストラクチャード・ファイナンス手法といった要素がしばしば伴う。例えば、レバレッジがより低い借手は損失のかなりの部分を自らの資本で吸収することができる一方で、レバレッジの高い借手は、価格上のあるいは経済上の厳しいショックに対して、より大きな与信の損失が発生しやすい。1997 年後半のアジアにおける為替レートの減価により、想定元本に比較して著しい損失がデリバティブ取引に発生し、為替レートの減価と、減価を受けた国に居住する為替デリバティブの取引相手の財務状況悪化との相関が明らかになった。ある資産のプールにおけるリスクは、証券化を通じてレバレッジ業務を行う特別目的会社に対する劣後債権に集中させることが可能であるが、低迷時にはそこから多額の損失が発生する。

5．与信集中の問題、とりわけ従来型の与信集中の問題が繰り返し発生するという性質は、銀行がなぜ与信集中の発生を容認してしまうのか、という議論を引き起こすものである。第一に、業務戦略を策定するにあたり、ほとんどの銀行は、特に変動の激しいマーケット分野で活動する場合には、いくつかの重要分野に特化してマーケットの主導的な地位を目指すか、あるいは、収入源を多様化させるかという、本源的なトレード・オフに直面する。投資適格企業への信用供与といった伝統的な銀行業務については、銀行やノンバンクの間で競争が一様に強まっているため、こうしたトレード・オフは激化している。集中が発生する理由として最も多いのは、銀行が急成長を遂げている「ホットな」産業を識別する中で、ある産業の将来展望、とりわけ資産評価や、平均を上回る手数料やスプレッドを獲得する可能性について、過度に楽観的な仮定を用いることだと思われる。銀行が最も危険を軽視しやすいと思われるのは、資産規模

の拡大やマーケット・シェアに焦点を当てている状況においてである。

- 6．銀行監督当局は、単一の借手や関連する借手のグループに対する集中を制限する具体的な規制を持つべきであり、実際に銀行が単一の債務者へのエクスポージャーに対し、更に低い限度枠を設定することを期待すべきでもある。銀行の信用リスクの管理者のほとんどは、産業毎の集中に関するモニタリングも行っている。多くの銀行では、共通なリスク・ファクターや各リスク・ファクター間の相関に基づいて集中を識別する手法を追究している。規模の小さい銀行にとっては、集中に関するリミットに達したり、近付かないようにすることは困難かもしれない。一方、規模の非常に大きな銀行は、資本ベースが大きいため、規制上のリミットは超えていなくても、単一の債務者に対するエクスポージャーが、不健全な水準に達し得る。

与信プロセスの問題

- 7．与信に関する多くの問題から、信用供与・モニタリングのプロセスにおける基本的な問題点が明らかにされている。マーケット関連の信用エクスポージャーを承認したり管理したりする際の不備は、銀行にとって重大な損失の発生源であるが、強力な内部与信プロセスがあれば、与信に関する多くの問題は回避または緩和することができたはずである。
- 8．多くの銀行は、入念な信用評価（もしくは基本的な適正評価手続き）を行うことは相当な難問であると感じている。伝統的な銀行貸出については、競争圧力とシンジケート・ローンの手法の発達により、基本的な適正評価手続きを妨げるような時間的な制約が生じてしまう。与信市場のグローバル化により、健全な会計基準や、タイムリーなマクロ経済及び資金循環に関するデータに基づいた財務情報の必要性が高まっている。こうした情報が入手不可能であったり、信頼性を欠くものである場合、とりわけ急成長を遂げている外国市場に競争力のある基盤を作る必要を認識している場合は、銀行は財務・経済分析を省略し、与信の質に関する単純な指標をもって与信判断の裏付けとするかもしれない。最後に、機関投資家やレバレッジの高い業務を行う機関のような比較的

新規の取引相手を評価するために、銀行はリスク量のような新たな種類の情報や、より頻繁な財務情報を必要とするかもしれない。

- 9．もう一つの重要な問題は、新たな貸出手法に関するテスト・検証の欠落である。マーケットの新しい、もしくは革新的な領域において、テストされていない貸出手法、とりわけ適正評価手続きや伝統的なレバレッジの目安に関する健全性の諸原則を省略してしまう手法を多くの銀行が採用したために、重大な問題を招いている。健全な実務としては、基本的な諸原則を新たな種類の与信業務に適用することが求められる。いかなる新規の手法もその効果については不確実な要素を含んでいるが、その不確実性は、より保守的な対応や与信の質を裏付ける指標に反映されるべきである。そうした問題の一例として、米国やその他のいくつかの国々における消費者貸出用のクレジット・スコアリング・モデルを拡大して使用することが挙げられる。ある一般市場向けに作られた商品のうち、特定のものに関し、いくつかの銀行が被った巨額の与信上の損失は、クレジット・スコアリングの中に欠陥がある可能性を示している。
- 10．銀行の上級管理職による主観的な意思決定が原因で発生する与信上の問題もある。これには、自らが所有する会社、関連会社、個人的な友人、金融に関する眼識についての名声を有する人物に対する信用供与や、著名人との特別な関係を求めるといった個人的な目的を達成するための貸出などが含まれる。
- 11．1990年代に資産内容の悪化を経験した多くの銀行には、有効な与信監査プロセスが欠如していた(実際、多くの銀行は与信監査部署を有していなかった)。比較的規模の大きい銀行における与信監査は、通常、財務諸表や貸出担当者が提出した信用分析、そして担保評価等を基に、与信または与信関係の内容を貸出担当者からは独立した立場から独自に評価するアナリスト達から成る部署である。比較的規模の小さい銀行では、この機能はより限定的で、内部もしくは外部の監査人により行われるかもしれない。与信監査の目的は、与信が確実に銀行の方針に沿って行われるようにするための適切なチェック・アンド・バランスを提供することと、借手との関係から影響を受けることなく、資産内容に関する独自の判断を提供することである。実効性のある与信監査は、ずさんな与信判断を行ったものを発見するのに役立つだけでなく、問題のある与信が

承認されるのを防止する上で役立つ。これは、与信担当者が、自らの業務が監査の対象となることを知っていれば、より入念に行うこととなるためである。

12．1990年代初頭に問題化した銀行に共通して見られる非常に重要な問題は、それらの銀行が借手や担保価値のモニタリングをうまく行わなかった事である。多くの銀行は、帳簿上の貸出金の質や担保の妥当性を評価するために、借手から定期的な財務情報や不動産の鑑定結果を入手することを怠った。その結果、多くの銀行は、資産内容の悪化を示す初期の兆候を認識できず、借手とともに財務状況の悪化を抑止し、銀行のポジションを守る機会を逃した。こうしたモニタリングの欠如により、上級管理職が問題化した貸出の大きさと深刻さを判断しなければならないというコストの大きいプロセスへとつながり、結果的には巨額の損失が発生した。

13．場合によっては、妥当な適正評価手続き、財務分析、および借手のモニタリングを行えないために、与信関連の不正行為を発見するためのコントロールが効かなくなることもある。例えば、不正行為に関連する損失を経験した銀行は、倉庫内やショー・ルームにある商品などの担保を検査することを怠っていたり、担保として差し出された金融資産の鑑定や評価を行わなかったり、監査済みの財務諸表を徴求して注意深く分析したりすることがなかった。実効性のある与信監査部署および独自の担保評価は、とりわけ与信担当者やその他の内部関係者が借手と共謀しないことを確かなものとするための、重要な防護措置である。

14．適正評価手続きや与信分析の不備のほかにも、銀行の与信に関する問題は、信用供与の決定において繰り返し生じる他の問題を反映する。いくつかの銀行では信用状態を分析し、適切なプライシング以外の与信条件について決定しているが、リスクに感応的なプライシングは行っていない。健全なプライシング手法や、そうした手法に一貫して従うための規律が欠如している銀行では、リスクに比して低いプライシングとなる割合が不釣り合いに多くなる傾向にある。こうした銀行は、より優れたプライシング技術を持つ銀行に比べて、次第に不利になっていくであろう。

15．多くの銀行では、特定のレバレッジを効かせた与信契約に対して十分な注意を払わなかったために、与信上の損失を経験した。上述したように、レバレッジの高い借手に対する与信は、デフォルトに陥った場合に大きな損失が発生しやすい。同様に、一部のバイアウトやデット・リストラクチャリングの方法のようにレバレッジの効いた仕組み商品や、顧客によるオプションの売りを含む仕組み商品は、一般的には銀行の与信ポートフォリオの中に信用リスクの集中をもたらすものであり、財務的に体力のある顧客に対してのみ利用されるべきである。しかしながら、そのような仕組み商品は、全てが順調に進む場合にはそうした資金調達により相当な収益の増加が可能となる一方、借手の損失というものはその純資産価値の範囲内に限定されてしまうため、しばしば体力のより劣る借手にとって最も魅力的なものである。

16．多くの銀行の与信業務には、実物担保により保全されている貸出が含まれる。実物資産を担保に貸出を行う際に、多くの銀行は、借手の財務状況と、担保資産の市場価格変動や市場流動性との相関についての適切な評価を下せなかった。多くの資産を担保とした企業向けの融資（すなわち、商業融資、設備リースや売掛債権の買取り）および商業用不動産融資は、借手の信用度と資産価値との間に、相対的に強い相関を有するようである。主要な返済原資である借手の収入は、一般的には当該資産と関係があるため、もしその業種や地域経済の問題から、借手の所得が低下すれば、担保の資産価値の下落を伴いやすい。資産を担保とした一部の消費者貸出（すなわち、住宅ローンや自動車ローン）においても、消費者の財務の健全性と消費者の資産の市場との間には、多少弱いかもしれないものの、類似の関係が見られる。

17．これに関連して、多くの銀行が貸出を行う際に景気循環の影響を十分に考慮しないという問題がある。景気循環の上昇局面において所得の見込みや資産価値が上がると、過度に楽観的な仮定が与信分析に盛り込まれるかもしれない。小売業、商業用不動産業、不動産投資信託業、公益事業、そして消費者信用といった産業は、しばしば景気循環の影響を強く受ける。こうした循環は、全般的な業況よりも、医療サービスや通信などの比較的新しく、急成長を遂げている業界における商品のライフ・サイクルとの連関の方が強いことも時にある。

景気循環や商品のサイクルの影響を考慮に入れた有効なストレス・テストを実施することは、借手の信用リスクに関するより十分な理解を与信の判断に盛り込むための一つのアプローチである。

- 18．より一般的には、貸出の判断に関する問題の多くはダウンスайд・シナリオに対する十分な考慮が欠落していたことを反映している。景気循環以外にも、借手は特定のコモディティの価格のようなリスク・ファクターの変化や、競争における勢力地図の変化、ビジネス戦略や経営方針が成功を収めるかどうかについての不確実性などの影響を受けやすいかもしれない。多くの貸手は、「ストレス・テスト」、すなわち逆境を十分に想定した上での与信分析を行わないため、脆弱な部分を見つけることができない。

マーケットや流動性に感応的な与信エクスポージャー

- 19．マーケットや流動性に感応的なエクスポージャーは、銀行の与信プロセスに特殊な難題を課している。マーケットに感応的なエクスポージャーには、外国為替や金融デリバティブ契約が含まれる。流動性に感応的なエクスポージャーには、定期的な追加証拠金請求を伴う証拠金・担保契約、流動性のバックアップ・ライン、コミットメント、信用状、そして証券化の際の手仕舞い条項の一部が含まれる。これらの金融商品のエクスポージャーは偶発的な性格を持つため、銀行には、将来におけるエクスポージャーの実際の規模に関する確率分布、およびそうしたエクスポージャーが借手と銀行双方のレバレッジと流動性に与えるインパクトを評価する能力が必要とされる。
- 20．ほぼ全ての金融機関が、貸出およびその他の与信エクスポージャーに関して、容易に比較ができるような有効なエクスポージャーの測定手段を開発する必要性に直面している。この問題は、レバレッジの高い業務を行う金融機関に対するエクスポージャーに関する 1999 年 1 月のバーゼル委員会の研究の中である程度解説がなされている¹⁵。

¹⁵ 「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引」および、「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引についての健全な実務のあり方」(いずれも 1999 年 1 月)を

21．マーケットに感応的な商品については、顧客の返済意思および返済能力についての入念な分析が必要とされる。金融デリバティブのようなマーケットに感応的な商品のほとんどは相対的に高度な手段だと考えられており、銀行と顧客の双方に、顧客が契約内容を十分に理解していることを確保するよう努力することが求められる。金融市場における資産価格の変化とのつながりが意味するのは、そうした商品の価値は急激に、顧客にとって不利に変化し得るものであり、その可能性は通常は僅かであるが、ゼロではないということである。有効なストレス・テストの実施により、巨額の損失発生の可能性を明らかにすることができるが、健全な実務のもとでは、そうした内容は顧客に開示されるべきである。顧客が取引の開始時点で取引内容を確実に理解しているようにするための配慮が不十分である場合に、銀行は著しい損失を被っており、その後の不利な方向への大きな価格変動により、顧客は銀行に対して著しい額の債務を抱えてしまう。

22．顧客が流動性によるストレスのもとに置かれると、銀行が融通している与信エクスポージャーは急増する可能性があるため、流動性に感応的な与信の取決めや商品には、流動性ストレスによる顧客への影響についての入念な分析が必要とされる。OTC 取引もしくはクリアリングや決済に関する取決めに伴う証拠金契約を履行するため十分な流動性を確保するためのプレッシャーの増大は、市場価格のボラティリティーを直接に反映したものであろう。また、他の例では、金融システムにおける流動性プレッシャーは、信用についての懸念や通常の与信業務の抑制を反映したものかもしれない。このため、借手は流動性のバックアップ・ラインやコミットメントを活用する。流動性プレッシャーはまた、顧客の不適切な流動性リスク管理や顧客の信用度の低下によるものかもしれない。このため、借手や取引相手の流動性リスクのプロファイルに関する評価は与信分析におけるもう一つの重要な要素となっている。

23．マーケットや流動性に感応的な商品のリスクの大きさは、それらの商品の裏付けとなる価格変動やマーケットの状況に関する分布によって変わる。例え

ば、マーケットに感応的な商品については、価格のボラティリティーの増大により、ポテンシャル・エクスポージャーは実質的に増大する。従って、銀行はボラティリティーの仮定に関するストレス・テストを行うべきである。

24．マーケットや流動性に感応的なエクスポージャーは、確率的なものであり、借手の信用度との相関をつけることができよう。これは、1997 年と 1998 年の、アジア、ロシアおよびその他地域における市場の混乱から得た重要な洞察である。つまり、マーケットや流動性に感応的な商品の価値を変えるのと同じ要因が、借手の財務健全性や将来の展望に対しても影響する可能性がある。銀行は、マーケットや流動性に感応的なエクスポージャーと、借手のデフォルト・リスクとの関係を分析する必要がある。マーケット要因や流動性要因にショックを与えるようなストレス・テストは、そうした分析の重要な要素となる。